

豊中市立認定こども園紙おむつ等定額制サービス仕様書

この仕様書は、豊中市立認定こども園紙おむつ等定額制サービスに係る提供事業者の公募手続きにおいて、提供されるサービス内容を示すものである。この仕様書に定めがない事項については、豊中市（以下「市」という。）と提供事業者が協議の上で決定する。

1 サービス名

豊中市立認定こども園紙おむつ等定額制サービス

2 実施期間

令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

3 サービスの目的

紙おむつ・おしり拭きの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

4 サービスの内容

提供事業者は、以下のサービスの提供等を行う。

(1) 紙おむつ・おしり拭きの提供

サービスを導入する市立認定こども園（以下、「導入施設」という。）に在籍する児童が紙おむつ・おしり拭きを月額定額制で利用できるものとする。なお、サービス利用の有無は、事業者と希望する保護者との間で直接契約を結ぶこととする。

(2) 紙おむつ・おしり拭きの規格等

紙おむつ・おしり拭きについては、一般的に国内で流通しているメーカーのものとし、利用枚数に上限を設けないこととする。また、紙おむつは、利用する園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S/M/L/Big等）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱い、1銘柄を扱うものとする。

(3) 導入施設への紙おむつ・おしり拭きの配送等提供体制の整備

各導入施設からの発注を受けて、紙おむつ・おしり拭きを各導入施設に直接配送する。また、発注・在庫管理、利用者情報の提供等について、導入施設の業務負担軽減に資する手法で行うものとする。

(4) 問合せへの対応

サービスに係るサポート窓口を明示し、保護者（現に利用者でない者も含む）からの質問等に対して、直接、誠実に対応すること。

(5) 利用者からの利用料金の徴収

サービス提供の対価として、利用者から直接、利用料金を徴収する。なお、決済方法については、利用者の利便性に配慮した方法とする。

(6) 導入施設

導入施設は以下のとおりとする。

(人)

	施設名	住所	0歳児	1歳児	2歳児
1	ゆたかこども園	東豊中町 5-2-1	0	0	0
2	てしまこども園	曾根南町 2-19-2	6	10	12
3	とねやまこども園	刀根山 6-1-15	3	10	12
4	しんでんこども園	上新田 3-7-1	0	0	0
5	てらうちこども園	寺内 1-12-1	3	10	12
6	のばたけこども園	北緑丘 1-3-1	0	0	0
7	西丘こども園	新千里西町 2-2-1	6	15	20
8	東丘こども園	新千里東町 2-6-1	3	15	20
9	旭丘こども園	西泉丘 1-9-1	3	10	14
10	東豊中こども園	東豊中町 5-3-1	3	15	24
11	北緑丘こども園	北緑丘 2-2-1	6	15	18
12	桜井谷こども園	柴原町 3-11-35	0	10	12
13	小曾根こども園	北条町 3-15-1	3	15	24
14	服部こども園	服部本町 2-5-7	0	8	12
15	野田こども園	野田町 1-2	0	10	13
16	豊南西こども園	豊南町西 4-16-1	3	10	12
17	庄内西こども園	二葉町 1-17-1	6	15	18
18	栄町こども園	島江町 1-3-9-10	0	10	18
19	島田こども園	庄内栄町 3-12-18	6	25	36
20	高川こども園	小曾根 4-7-1	6	25	36
21	原田こども園	原田元町 2-22-1	6	15	18
22	螢池こども園	螢池西町 1-18-5	3	15	20
23	本町こども園	本町 5-8-52	0	10	12
24	ともだちこども園	岡町北 3-13-7	3	15	15

※0～2歳児の人数は、令和7年10月1日時点での入所人数

※3歳児以上の利用も可能とすること

5 その他

- (1) サービス開始に先駆けて、導入施設に製品サンプルの配布や、サービスに関する説明資料の提供等を行うこと。
- (2) サービス提供に係る紙おむつ・おしり拭きは新品であること。
- (3) 保護者及び施設職員の負担軽減に努めること。
- (4) 導入施設へのマニュアルを作成し、配布すること。
- (5) サービスの提供にあたっては、入所児童の安全・衛生に留意するとともに、紙おむつ・おしり拭きの搬入時等には、児童の保育環境への影響が最小限となるよう配慮すること。
- (6) サービス提供にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、提供事業者が負担すること。
- (7) 事業の実施にあたり、個人情報保護に関する方針を保有し、適切な個人情報保護措置を講じること。
- (8) 市では市立認定こども園の民間移管を進めており、今後、施設数については変更予定である。（別添「第2次豊中市公立こども園整備計画の概要」のとおり）
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と提供事業者双方協議の上で、対応を決定する。